



みやこ町公告第88号

みやこ町小・中学校外国人英語指導助手派遣業務について、公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和7年10月6日

みやこ町長 内 田 直 志



記

1 業務名

みやこ町小・中学校外国人英語指導助手派遣業務

2 業務内容

「みやこ町小・中学校外国人英語指導助手派遣業務 仕様書」のとおり

3 事業規模

本業務に係る上限額は、50,940,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
なお、この金額は、本業務の規模を示すためのものであり、上記に示す上限額での契約を確約するものではない。

年度ごとの上限額は下記のとおりとする。

令和8年度 16,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 16,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 16,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3か年）

5 参加資格要件

本プロポーザルの応募資格は、以下の要件を満たす者とする。なお、契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- （1）令和5年度以降、国又は地方公共団体から発注された小学校又は中学校に対する外国語指導助手派遣業務を受託した実績を有する者であること。
- （2）福岡県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （5）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- （6）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次に掲げ

る者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律 第 77号）２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - ④自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- （７）法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び町税等の税の滞納がないこと。
- （８）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）に基づく労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

6 手続等

- （１）みやこ町小・中学校外国人英語指導助手派遣業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）各種様式等は、みやこ町公式ホームページにおいて、公表するので、適宜ダウンロードすること。
- （２）参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先等の詳細については、実施要項を参照すること。

7 業務担当課

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町教育委員会 学校教育課

TEL：0930-32-6005

FAX：0930-32-6015

E-mail) kyoumu@town.miyako.lg.jp